



CLIENT

November



2024.11

No.386

弊法人からの連絡事項

楽楽明細での請求書ダウンロード方法について



Dental



Medical

P1

弊法人からの連絡事項

年末調整について



Dental



Medical

P2

弊法人からの連絡事項

確定申告に必要な資料について



Dental



Medical

P3

弊法人からの連絡事項

確定申告に必要な資料について



Dental



Medical

P4

弊法人からの連絡事項

楽しい給与計算と年末調整



Dental



Medical

P5

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします

退職金にかかる税金について



Dental



Medical

P6

税務トピックス（法人）

損金算入できる接待飲食代の上限引き上げについて



Dental



Medical

P7

2024年10月より、請求書はお客様ご自身で楽楽明細からダウンロードする方法となりました。
改めて、楽楽明細からのダウンロード方法をご案内申し上げます。

■ 毎月の請求書の取得について

差出人: invoice@j-creas.com <invoice@j-creas.com>

送信日時: [REDACTED]

宛先: [REDACTED]

件名: 日本クレアス税理士法人：請求書のご案内

[REDACTED] 様

新しい請求書が公開されました。

下記URLから請求書をご確認ください。

<https://rburginea.eco-serv.jp/creas/downloadurl/login/index/EXiERTqnKea789HkFqvIc>

ダウンロード期限: [REDACTED]

【公開された帳票】

◆ 1件目

[帳票No] R01000015_0H000001_001

[発行日] 2024/09/05

[帳票ファイル名] H000001_【御請求書】 [REDACTED] 様

[REDACTED] 様（日本クレアス税理士法人：請求書）

ダウンロード期限: 2024/10/17

一括ダウンロード

最初 前の50件 次の50件 最後 (1件中 1 - 1 件表示) 50件

発行日	ダウンロード
2024/09/05	20240904 日本クレアス社会保険労務士法人.pdf

最初 前の50件 次の50件 最後 (1件中 1 - 1 件表示) 50件

- ①毎月 1 日(休日後倒れ)に楽楽明細の登録のあるお客様宛に、弊社より登録済みのアドレス宛にメールが届きます。
- ②メール内のURLをクリックし、請求書ダウンロードページへ遷移します。
- ③請求書ダウンロードページより、請求書をダウンロード可能です。

■ 過去のダウンロードについて

ログインID

パスワード

▶ パスワードを忘れた方

ログイン

- ①ログイン画面にて、ログインIDとパスワードを入力してログインする。

- ②ダウンロードしたい請求書のURLをクリックしてダウンロードする。

- ③マイページ上では、最大過去3か月分の請求書をダウンロード可能です。

※マイページの登録がお済みでない場合は、ご登録をお願いします。



[REDACTED] 様（日本クレアス税理士法人：請求書）

[トップページ](#)
[利用の確認](#)
[ご登録情報](#)

最大過去3か月分の帳票をダウンロードすることができます。

発行月: 指定なし

キーワード: 複数キーワードで検索できます

対象日付: [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 [REDACTED] 時 [REDACTED] 分 [REDACTED] 秒

金額: [REDACTED]

検索

結果 すべて

一括ダウンロード

最初	前の50件	次の50件	最後 (2件中 1 - 2 件表示)	50件	ダウンロード
お知らせ	2024/09/05	PDF請求書確認サービスのご案内_日本クレアス税理士法人.pdf			
ご請求書	2024/09/05	H000001_【御請求書】 [REDACTED]			20240904



※マイページ登録の方法について

- ①弊社よりマイページのパスワード設定のメール、IDのご案内メールの計2通が送られます。



- ②パスワード設定のメールより、パスワードを設定頂きます。

- ③IDのご案内メールのURLをクリックし、ログイン画面に遷移します。

- ④ご案内のIDと設定されたパスワードを入力し、ログインすればマイページ開設完了です。

■ 年末調整書類の回収について

今年も年末調整の計算のため、下記の書類を青色事業専従者及び従業員（理事長、理事を含む）の皆様へお配りいただき、回収をお願いいたします。

皆様へお配りいただく書類

- ・ 給与所得者の扶養控除等申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書
- ・ 給与所得者の基礎控除申告書等
- ・ 源泉徴収に係る定額減税のための申告書等
- ・ 控除証明書等添付書類台紙

〔各控除証明書は書類台紙へホチキス止めしてください〕

簡易書留・レターパックで弊法人へ郵送

回収後



前職の源泉徴収票

生命保険・地震保険 控除証明書

健康保険料 納付書等

◆控除証明書等添付書類台紙

【令和〇年分】前職の源泉徴収票	社会保険料（国民年金、国民年金基金）控除証明書
生命保険料控除証明書（一般、介護医療、個人年金）	健康保険料はご自身が負担された金額をご記入ください。 （令和〇年1月1日～12月31日納付総額） 年間納付総額を記入 円
地震・損害保険料控除証明書	その他（小規模企業共済控除証明書等）
	住宅借入金年末残高証明書 （住宅借入金等特別控除申告書は裏面に添付ください。）

国民年金 控除証明書

小規模企業共済等 掛金証明書

住宅借入金申告書 年末残高証明書

原本が必要な控除証明書等	添付された控除証明書は ご本人への返却はしません 。 年末調整後は医院・クリニックで保管をお願いいたします。
納付書・領収書・通知書など （国民年金領収書含む）	原本は不要 、添付する場合はコピーをお願いいたします。 原本添付されても ご本人への返却はしません 。

期限までにご提出いただいた控除証明書と、ご記入いただいた健康保険等の社会保険料の金額で年末調整の計算を行います。国民年金や国民健康保険料など、年内に納付予定がある場合は必ず弊法人までお知らせください。

年末調整結果報告後の年末調整再計算は別途報酬が発生いたしますのでご了承ください。

※料金改定をさせていただきました。別紙「年末調整・給与支払報告書のご案内」の最終ページをご覧ください。

■ 年末調整書類の納品方法について

郵便局の郵便物サービス一部変更により、納品物が希望日までにお手元に届かない可能性があり、**弊法人では年末調整書類一式の納品をPDFデータのメール添付でお送りしております**。添付した源泉徴収票を印刷して皆様へお渡しください。

従来通り郵送での納品は、送料実費負担にて承ります。詳細は年末調整のご案内でご確認ください。

確定申告に必要な資料について

2024年度の確定申告（2025年3月15日提出期限）へ向けて、ご準備いただきたい書類をまとめました。
該当書類がある場合は、下記の期日までに弊法人までお送りください。

■ ご確認いただきたいこと

所得についてはご確認の上、メール、FAX、郵送にて担当までご連絡をお願いいたします。 **期限:11月29日(金)**

(1) 扶 養

人数など扶養者の変更等がありましたら、まずは月次連絡の際に弊法人担当者までお知らせください。



(2) 給 与

給与所得がある方は、必ず源泉徴収票を郵送又はメール添付等してください。
(他の医院・クリニックに勤務、市町村での当番医、歯科医師会からの給与等)



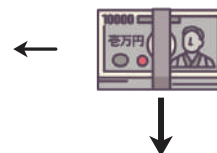
(3) 住宅借入金等

2024年中に住宅を購入し、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、
弊法人にご連絡ください。必要書類一覧表をお送りいたします。



(4) 事業所得以外の所得

医院・クリニック以外に所得がある場合は、弊法人にご連絡ください。



事業所得以外の所得

所得の種類	収入内容等	必要書類
利子所得	預貯金等の利子	原則的には源泉分離で申告不要です
配当所得	株・出資金の配当等	配当の支払調書 その他内容のわかるもの
不動産所得	貸家・アパート収入	家賃・地代収入、経費の資料 賃貸契約書のコピー
給与所得	給料・賞与	源泉徴収票
退職所得	退職金	退職所得の源泉徴収票
譲渡所得	土地・家屋 有価証券 (※)	売買契約書、領収書 購入時の資料 【TEL・FAXでご連絡ください】
一時所得	生命保険金の満期返戻金等	内容がわかる資料
雑所得	原稿料、貸付金利子、暗号資産 の書類、年金、恩給等	支払調書等

2025年
1月20日(月)
迄に
お送りください

※特定口座年間取引報告書が証券会社等から届いた場合は、損失又は取引なしでも
弊法人へ郵送ください。

ここ数年、年金保険の受給、
生命保険の満期返戻の申告漏れ
からの税務調査が増えています。

確定申告についてのご相談は、担当者までご連絡ください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は **☎03-3593-3237**
fax 03-3593-3245

■ CLIENTに同封する用紙(10月号～12月号)

(10月号)

- ・設備投資のアンケート (緑)
- ・贈与と譲渡のアンケート

(11月号)

- ・資産の取得についてのお問い合わせ (青)

(12月号)

- ・税務代理権限証書
- ・確定申告の連絡表 (黄)
- ・棚卸表等の連絡表



※QRコード等WEBアンケートからご回答いただいたものについては、紙でのご提出は不要です

以下の書類は2024年中に届くものもあります。**お手元に届きましたら速やか**にお送りください。

※医療費の領収書については早期にお送りいただきますようお願いいたします。

お手元にある10月までの**医療費の領収書**は月次資料と一緒に**11月29日(金)まで**にお送りください。

所得控除関係資料	対象内容	対象
医療費の領収書	合計が10万円超となる可能性がある場合 ※合計所得200万円未満は10万円以下でも可	領収書の原本
国民年金、国民年金基金の 控除証明書		証明書の原本
健康保険などの支払がわかる資料	支払額と対象者の氏名がわかる資料	コピー可
小規模企業共済掛金払込証明書	11月以降に加入した場合は担当へご連絡ください	証明書の原本
生命保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
地震保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
寄附金控除証明書	お手元に届いた領収書、証明書、ご案内等	領収書の原本 証明書の原本 電子データ

※最終期限2025年1月20日

2025年1月分の月次資料は、**2025年2月14日(金)**までに郵送してください

■ 届き次第、**メール**又は**FAX**をしてから、**郵送**してください。

必要書類	対象内容	対象
歯科医師会費の一覧表、明細書	2024年度分	コピー可
クレジットカードの利用明細	2025年1月引き落とし分	コピー可

社保・国保の支払調書、2024年12月分決定通知書については**ダウンロード出来るタイミングで速やか**にお送りください。ダウンロードしたPDFのままの形式でかまいません。

■年末調整の際の注意点

- ① 12月の給与入力が終わったら、**必ず「確定ボタン」**を押して確定してください。

確定した後は修正ができなくなりますのでご注意ください。

※修正が必要な場合は、担当者までご連絡ください。

- ② 確定された後は、弊法人にて作業を行いますのでご連絡をお待ちください。
連絡が来るまでは、「楽しい給与計算」の作業をしないようお願いいたします。

利用するメニューのボタンを押してください。

ご案内

年末調整の結果が揃いましたら、「年末調整の結果登録と年度更新」ボタンを押してください。

終了時には必ず「終了する」ボタンを押してください。

☒ 年末調整&年度更新

年末調整の結果登録と年度更新 >>

☒ 給与計算

給与計算をする >>

☒ 賞与計算

令和〇年2回目

賞与計算をする >>

☒ その他のメニュー

その他のメニュー

※事業所情報、従業員情報、過去の給与情報などのメニューが用意されています。

この赤枠内のボタンは押さないようお願い致します。

■給与明細の見方

年末調整は、還付額がマイナス、不足額がプラスで表示されます。

氏名 霞が関太郎 様

霞が関歯科医院

令和〇年12月分給与明細書

支給日：令和〇年12月25日

支給	基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	皆勤手当	
	260,000		0	0	20,000	
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税
	12,974		23,790	1,680	970	
						年末調整 -8,000
合計	支給合計額	控除合計額	差引支給額			累計課税支給額
	280,000	31,414	248,586			3,000,000

定額減税：5,280円

↓給与明細一覧表一部抜粋

支給合計額	280,000	285,148
非課税額	0	8,110
課税分合計	280,000	277,038
[控除項目]		
健康保険料	12,974	9,980
介護保険料		
厚生年金等	23,790	18,300
雇用保険料	1,680	1,711
社保合計	38,444	29,991
課税対象額	241,556	247,047
所得税	970	6,450
住民税		13,800
年末調整	-8,000	25,000

↑
マイナスは
還付

↑
プラスは
不足(徴収)

氏名 霞が関花子 様

霞が関歯科医院

令和〇年12月分給与明細書

支給日：令和〇年12月25日

支給	基本給	時間外手当	職務手当			
	217,038		60,000			
	通勤費 8,110					
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税
	9,980		18,300	1,711	6,450	13,800
						年末調整 25,000
合計	支給合計額	控除合計額	差引支給額			累計課税支給額
	285,148	75,241	209,907			3,324,456

定額減税：0円

差引支給額が減少する↓

Question

従業員に退職金を支払おうと思っています。普段の給与計算と同じようにクリニック側で所得税を徴収してから支払えばよいのでしょうか。

Answer

退職金にかかる税金には、**所得税及び復興特別所得税**と**住民税**があります。住民税は基本的に一律、課税退職所得金額の10%ですが、退職金にかかる税金の計算には様々な条件がありますので、退職金を支払うことを決めたら、まずは担当者までご一報ください。また、源泉徴収した所得税の納付についてもお忘れなきようご注意ください。

退職所得控除の計算に必要となりますので、必ず従業員に退職所得の受給に関する申告書の記入をしていただくようお願いいたします。

年 月 日		年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
税務署長 殿 / 市町村長 殿			
退職手当の支払者の 所在地 (住所)	あなたの 現住所		
名 称 (氏名)	氏 名		
法 人 番 号 (個人番号)	個人番号		
※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		その年1月1日現在の住所	
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)			
① 退職手当の支払を受けること となった年月日	年 月 日	② この申告書の提出先から受ける 退職手当等についての勤続期 間	
A	<一般・障害の区分> 一般・障害 { } ③ 退職の区分等 <生活扶助の有無> 有・無	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 月 日 年
		うち 一般勤続期間 との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 月 日 年
		うち 短期勤続期間 との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 月 日 年
		うち 短期勤続期間	有 自 年 月 日 年 月 日 年
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。			
④ 本年中に支払を受けた他 の退職手当等についての勤 続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日 年 月 日 年
		うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 月 日 年

退職所得の受給に関する申告書の
ダウンロードはこちら



←退職所得の受給に関する申告書より
一部抜粋

退職所得控除額の計算

勤続年数（※1年未満の端数がある場合は切り上げ）から退職所得控除額を算出します。退職金の額が80万円以下で、従業員から医院・クリニックへ退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合は、勤続年数にかかわらず退職金に税金は課されません。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の計算

■ 従業員から医院・クリニックへ退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合

課税退職所得金額を退職所得の源泉徴収税額の速算表に当てはめて源泉徴収します。

課税退職所得金額は下記の計算式によって求めることができます。

退職金を受け取った従業員は、原則として確定申告をする必要はありません。
(退職金の額－退職所得控除額) × 1/2 = 課税退職所得金額

■ 従業員から医院・クリニックへ退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合

退職金の額の20.42%を源泉徴収します。退職金を受け取った従業員は、確定申告で精算することになります。



退職所得の
源泉徴収税額の速算表

Question

損金算入できる接待飲食代の上限が5千円から1万円に引き上げられた、と聞きました。こちらはどのようなもののでしょうか。

Answer

令和6年度税制改正

令和6年度法人税の税制改正において、損金算入できる飲食代の上限が5千円から1万円に引き上げられました。こちらは令和6年4月1日以降の支出から適用されています。損金算入できる接待交際費の上限は下記の表の通りです。今回の改正が大きく影響するのは期末資本金等が1億円以上の医療法人、MS法人、普通法人となります。個人クリニックには関係しません。

交際費

事業に関係のある得意先や仕入先に対して接待などのために支出する交際費、接待費、飲食代などの費用の事です。法人が支出する交際費は原則、損金に含めることができません。しかし、特例により法人の規模ごとに一定額を損金に算入することが認められています。

交際費が損金として認められる範囲

期末資本金等の額		交際費等の損金算入限度額
個人事業主の場合		接待交際費の上限がなく事業に関する交際費であれば全額損金算入できます。ただし、一般的に接待交際費が多額であると税務調査の対象になりやすいと言えます。
医療法人 MS法人 普通法人	1億円以下の中小法人	①②いずれかの金額 ①年800万円が上限 ②接待飲食代×50%が上限
	1億円超100億円以下	接待交際費×50%が上限
	100億円超	なし

※持分なしの医療法人の資本金額については判定が必要となります。気になるところがありましたらご相談ください。

損金算入できる条件として、下記の要件を満たす書類の保存の必要があります。

- ①飲食等のあった年月日
- ②飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者等の氏名または名称
- ③飲食等に参加した人の数
- ④飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称や所在地の確認が取れない時は、領収書に記載された支払先の氏名または名称）
- ⑤その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

接待飲食費を損金算入する場合は、領収書やレシート、参加人数などのメモの保管が欠かせません。税務調査等の際にはこれらの書類によって、金額だけでなく事業に関係のある支出ということを示す重要な書類となります。経費として認められるものはあくまで事業に関する費用だけです。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 386 号

■発行日：2024年11月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人